

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04996-2-0770 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 短期入所生活介護 田代 浩子

2 特別養護老人ホーム「第二八丈老人ホーム」の概要。

施設名称 第二八丈老人ホーム
所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1
介護保険事業者番号 短期入所生活介護 (東京都1370300269)

同施設の職員体制

職種	職員数
施設長	1名
医師	1名 (嘱託医)
生活相談員	1名 兼務1名
介護支援専門員	1名以上
介護職員	40名以上 (常勤換算)
看護師	3名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士	1名以上

3 サービス内容

食事・入浴・介護・機能訓練・生活相談・健康管理・美容サービスなど

4 利用料金

基本的な料金

A表とB表の該当する事項に合わせた保険給付部分の自己負担割合に応じた金額となります。B表の所得段階は、区市町村の「介護保険負担限度額認定書」の提示により確認します。この提示がない場合は、第4段階での料金となります。

A表 (介護費1割負担の場合 単価：円)

介護度	多床室 (連続61日以上の場合)	個室 (連続61日以上の場合)
自立	別途	別途
介護度1	603 (573)	603 (573)
介護度2	672 (642)	672 (642)

介護度 3	745 (715)	745 (715)
介護度 4	815 (785)	815 (785)
介護度 5	884 (854)	884 (854)

B (食費・滞在費、単価：円)

所得段階	食費	滞 在 費	
		多床室	個室
第 1 段階	300	0	380
第 2 段階	600	430	480
第 3 段階①	1,000	430	880
第 3 段階②	1,300	430	880
第 4 段階	1,445	915	1,231

加算一覧

- ① サービス提供体制加算Ⅲ 60 円/日
- ② 看護体制加算 40 円/日
- ③ 夜勤職員配置加算Ⅰ 130 円/日
- ④ 緊急短期入所受入加算・900 円/日 (7 日を限度※やむを得ない場合は 14 日を限度。)
- ⑤ 送迎加算 184 円/回
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (基本サービス費に各加算を加えた総単位数の 14%)

送迎

心身状況等から送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合は、片道につき加算一覧の金額をお支払下さい。

その他の料金

理容・美容費は別途料金になります。

介護予防短期入所生活介護の費用 (介護費 1 割負担の場合、単価：円)

区 分	多床室 (連続 31 日以上の場合)	個室 (連続 31 日以上の場合)
要支援 1	451 (442)	451 (442)
要支援 2	561 (548)	561 (548)

左記の他に、上記 B 表に定める食費・滞在費を頂きます。又、加算一覧表の③及び⑥の加算があり、⑥はホームの送迎を利用された場合に算定いたします。

(1) キャンセル料

入所前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合には、下記のキャンセル料をご負担下さい。

- 1 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合・・・無料
- 2 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合・・・1日利用料の10%
- 3 当日を過ぎても連絡がない場合・・・全額
- 4 利用期間中の中止

利用期間中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算しています。

※以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所して頂く場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合。
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。

5 サービス利用方法

サービスの利用申し込み…まずは、電話などでお申し込み下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は6ヶ月前から出来ます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

退所の手続き

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

- ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合。

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約する事が出来ます。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合。

その他

利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促し のにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、事前に文書で通知する事により、サービス利用契約を終了させていただく事がございます。尚、この場合、契約終了後の予約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴等 運営の方針

多様化する利用者のニーズに合わせてホームの機能を有効に発揮できる運営を目指す。
サービス利用のために

- ・職員への研修を実施しています。
- ・サービスマニュアルの作成も行っています。等

施設利用に当たっての留意事項

・面会	午前9時～午後8時30分
・外出	医務と相談の上、決定。
・飲酒	医務と相談の上、決定。
・喫煙	施設敷地内禁煙となっています。
・設備・器具の利用	可（事前に相談必要）
・所持品の持ち込み	制約あり
・施設外での受診	可
・宗教活動	不可
・ペット	不可
・金銭・貴重品	基本的にはお預かりしません。 利用時の所持もなるべくお控え下さい。 ※紛失などのトラブルがあっても責任は負いません。

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の悪化などがあった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他
家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常時災害対策

防火設備・・・消防法令に基づき消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要
な設備を設けています。

防災訓練・・・毎月実施

防災責任者・・・笹本 義範

9 ハラスメントの防止

別途定めるハラスメント防止規定により、職員は勤務場所等において他の職員及び利
用者等に対し、相手方の望まない言動により、それに対する相手方の対応によって業務
遂行上で一定の不利益あるいは就労環境を悪化させる行為をしてはならない。

10 虐待防止の為の措置

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるも
のとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する担当者の設置及び定期的な委員会の開催
（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）研修の実施

(4) 従事者に対する委員会結果の周知

11 感染症対策の強化

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催すると共に職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症等及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 感染症等及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

12 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- (2) 事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

13 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

第三者評価とは、介護保険法に基づき、第三者機関に評価を依頼し事業者が運営する施設の質を客観的に評価する仕組みである。サービスの質の向上及び利用者に対する情報提供を行うとともに、公表することにより利用者本位の福祉の実現を目指す。

第三者による評価の実施状況

- (1) 実施の有無 ☒有・無（三年に一回実施）
- (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
- (3) 実施した評価機関 有限会社 T C P
- (4) 評価結果の開示状況
「介護サービス情報公表システム」において情報を公表。
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知
利用者アンケート・利用者等の意見等を把握する体制の状況
- (1) 実施の有無 ☒有・無（毎年実施） 意見箱の設置 有
- (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
- (3) 実施した評価機関 有限会社 T C P
- (4) 評価結果の開示状況
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知

サービス内容に関する相談、苦情などの窓口

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 04997-2-0770 受付時間 8時30分時から5時30分 担当者名 田代 浩子 (ショートステイ担当相談員)
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	社会福祉法人養和会 第三者委員会 笹本 長利 (たけとし) 氏	電話 090-4747-7270
	社会福祉法人養和会 第三者委員会 佐々木 百子 (ももこ) 氏	電話 090-4382-2306
	八丈町福祉健康課・高齢福祉係	電話 04996-2-5570
	東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 養和会
代表者役職・氏名	理事長 奥山 清
本部所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 7670-1
電話番号	04996-2-0770

「定款の目的に定めた事業」

1. 第1種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホーム 第二八丈老人ホームの設置運営
2. 第2種社会福祉事業
 - ア. 老人デイサービスセンター八丈島高齢者在宅サービスセンターの設置
 - イ. 老人短期入所事業(第二八丈老人ホーム)の設置運営
 - ウ. 八丈町地域包括支援センターの設置経営及び受託運営
 - エ. 訪問介護事業養和会ホームヘルプ事業所の設置運営
3. 公益事業
 - ア. 居宅介護支援事業 養和会指定居宅介護支援事業所の設置運営

〈施設・拠点等〉

介護老人福祉施設	1ヶ所	短期入所生活介護	1ヶ所
通所介護	1ヶ所	訪問介護	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所		